

令和 7 年 1 月 20 日

都市建設常任委員協議会会議概要

委 員 長 渡 部 伸 広

副 委 員 長 里 村 誠 悅

1 開催日時 令和7年11月20日（木曜日）午前9時57分～午前10時20分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和7年第4回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤市道の路線の廃止について
- ⑥市道の路線の認定について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について

(2) その他

- ①「青森市緑の基本計画（素案）」について
- ②11月10日に発生した油川字岡田地区の漏水について

○出席委員

委員長 渡部伸広	委員 木戸喜美男
副委員長 里村誠悦	委員 工藤健
委員 赤平勇人	委員 長谷川章悦
委員 中村美津緒	委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 舘山新	交通部長 高野雅子
都市整備部長 中井諒介	都市整備部次長 櫻田文明
都市整備部理事 土岐政温	水道部次長 川上連太郎
水道部長 舘山公	関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石田彩美 議事調査課主事 笹雄貴

○**渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和7年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願ひいたします。

初めに、「専決処分について」は関連する4件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 令和7年第4回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分4件について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、いずれにつきましても事故の報告自体は、過去の都市建設常任委員協議会において報告させていただいたものになります。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年8月14日木曜日、午前10時30分頃、青森市大字八ツ役字芦谷にあります八ツ役児童遊園におきまして、本市職員が高枝のこぎりを使用して樹木の剪定作業を行っていた際、剪定した枝が隣接する相手方住宅に落下し、外壁及びタラップを損傷させたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、外壁等の修理費として65万円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年10月28日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年6月25日水曜日、午後2時頃、青森市大字筒井字八ツ橋にあります水路において、本市職員が肩かけ式草刈り機により草刈り作業を行っておりましたところ、小石が飛散し、隣接する住宅の窓ガラスを破損させた事故であります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、窓ガラスの交換費用といたしまして8万8000円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年10月22日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年7月7日月曜日、午後2時頃、青森市大字油川字岡田にあります水路におきまして、本市職員がチェーンソーを使用して雑木を切断していましたところ、切断された木が隣接する民地側へ倒れ込み、外柵に接触した事故であります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、外柵の修理費用といたしまして23万3200円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年10月22日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和7年9月10日水曜日、午前9時30分頃、青森市大字大野字

山下にあります水路におきまして、本市職員が肩かけ式草刈り機により草刈り作業を行っていたところ、小石が飛散し、道路を挟んで隣接する住宅に駐車している車両の窓ガラスを破損させた事故であります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両の修理費用といたしまして9万2151円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年10月22日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については、いずれの案件も市が加入しております保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「市道の路線の廃止について」及び「市道の路線の認定について」は、関連がありますので一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年第4回市議会定例会に提出を予定しております市道の路線の廃止について及び市道の路線の認定について御説明いたします。

初めに、路線の認定を行う目的について、御説明いたします。

路線の認定は、道路法上の道路として道路管理者を明確にするとともに、適正に維持管理をするために行うものであり、道路法第8条第2項の規定により路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないことになっております。

また、既に認定した路線については、当該路線に代わる路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができることになっており、この場合においても、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経なければならないことになっております。

それでは、資料に基づいて、順次御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。市道の路線の廃止についてであります。

概要に記載のとおり、廃止しようとする路線は14路線であり、延長が3453.2メートル、面積が1万1237平方メートルとなっております。

これらの廃止の主な理由については、路線がなくなるというものではなく、市に対して道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより、既存路線の道路延長に変更が生じたことから、一旦路線を廃止し、改めて新たな路線として認定しようとするものであります。

廃止する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが3路線、開発行為に伴う帰属によるものが1路線、その他として、道路法の適用を受けない道路の調査・測量業務の成果により道路延長を変更するものが1路線、青森県の圃場整備事業で田んぼや水路等が改良されたことによるものが9路線の計14路線となっております。

資料1の2ページ目以降は、今回、廃止しようとする14路線の廃止路線図であり、廃止しようとする路線は黒で表示しております。また、参考までに認定しようとする路線を赤で表示しております。

次に、資料2の1ページを御覧ください。市道の路線の認定についてであります。

概要に記載のとおり、今回、認定しようとする路線は26路線であり、延長が4713.2メートル、面積が2万2289平方メートルとなっております。

これらの26路線については、市に対して道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。

認定する理由の内訳は、下段の表に記載のとおり、寄附によるものが8路線、開発行為に伴う帰属によるものが7路線、その他として、道路法の適用を受けない道路の調査・測量業務の成果により道路延長を変更するものが1路線、青森県の圃場整備事業で田んぼや水路等が改良されたことによるものが10路線の計26路線となっております。

資料2の2ページ目以降は、今回認定しようとする26路線の認定路線図であり、認定しようとする路線を赤で表示しております。また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

御説明は、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する2件の専決処分について一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年第4回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分2件について、お手元に配付しております資料に基づき、御説明いたします。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年7月18日、午前10時50分頃に、三内字沢部の市道三内沢部58号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪タイヤを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料として、4203円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年11月7日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年9月1日、午後8時頃に原別三丁目の市道八重田原別線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前後輪タイヤ及びホイールを損傷したものです。

賠償については双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び文書料とし

て8万8500円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年11月7日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和7年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「『青森市緑の基本計画（素案）』について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森市緑の基本計画の改訂（素案）について、御報告いたします。

本計画につきましては、令和6年11月開催の都市建設常任委員協議会におきまして改訂について御報告しておりましたが、この度、計画改訂の素案を取りまとめましたので、その概要等について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、各市町村が都市における緑の保全・創出のための取組や目標を定める計画のことであり、青森市緑の基本計画は、本市が緑豊かな潤いのある青森市の実現に向けた総合的な指針となる計画となっています。

計画改訂の背景といたしましては、現計画が令和7年度に目標年次を迎えることに加え、都市緑地法等の関係法令の改正、青森市総合計画前期基本計画や青森市都市計画マスタープランなどの上位計画の見直し、気候変動対策・生物多様性の確保・ウエルビーイングの向上など、緑を取り巻く社会情勢が変化していることなどを踏まえて改訂を行うものであります。

本計画では、市民、事業者、行政のパートナーシップの下、今ある本市が誇れる豊かな緑を市民共有の財産として守るとともに、緑と花があふれる魅力的なまちの創出に努め、将来にわたって緑を育むということから、基本理念を「わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森」と定め、その実現に向けた基本方針に「みどりをまもる、みどりをふやす、みどりをつなぐ、みどりとくらす、みどりをひろめる」の5つを定めています。

資料2を御覧ください。

11月25日火曜日から12月24日水曜日までの期間でわたしの意見提案制度を活用し、市民意見を募集することとしており、その結果を踏まえ、今年度内の計画策定を目指し作業を進めてまいりますので、御報告いたします。

以上が概要等となります。計画素案の本文につきましては資料3のとおりであ

ります。

御説明については以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** 「青森市緑の基本計画（素案）の概要」の中の4番の課題解決に向けた主な改定内容ですけれども、この素案を見たら、住民アンケートを取った際に、樹木の意見がかなりあったと思うんです。

それを踏まえて、この4番の緑地の保全及び緑化の推進に向けた施策の中に、老朽化した公園施設の改築更新、公園樹・街路樹の剪定や伐採、更新などの適正な維持管理というのも盛り込まれたと思いますけれども、これは何か具体的な評価方法とかは、これから考えていく余地はあるんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 評価方法という御質疑だと思いますけれども、まず計画改訂に当たっての考え方といたしまして、近年やはり樹木の老朽化や腐朽により発生している倒木事故を未然に防ぐために、この計画でも安全性を確保するための計画的な維持管理が必要であると課題として挙げているところであります。

それを踏まえまして、本市ではこれまでのようく緑の量の拡大を重視するということに限らず、公園利用者や近隣住民の安全性や快適性を確保するための施策といたしまして、老朽化や腐朽が見られる公園樹・街路樹の剪定や伐採、更新などの適切な維持管理を行って、安全性と快適性の確保に努めるとともに、市の財政状況ですとか、少子・高齢化などの社会環境を踏まえまして、既存ストックを活用しながら、質の高いみどりのまちづくりを推進するというふうに位置づけているところであります。

今回、樹木の維持管理というところでありますけれども、国土交通省が発出しております「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に基づいて管理を行っているところでありますけれども、今後におきましても、樹木の健全な育成を図りつつ、事故を未然に防止し、利用者の安全・安心な剪定、伐採活動を行うとともに、一定の必要な水準を確保した上で質の高いみどりのまちづくりを推進していくということにしております。

指標でありますけれども、やはり安全性を確保しながら一定の管理をしていくというところに尽きると思っておりますので、特段設定はしていないところであります。

以上です。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○**長谷川章悦委員** 緑化の重点地区の中に浪岡緑道と浪岡駅周辺地区と書いていますけれども、例えば具体的にどういうことをやるんですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 資料3が計画本文でありますので、そちらに基づいて御説明をさせていただきます。

資料3の計画本文 92 ページを見ていただければ、浪岡緑道と浪岡駅周辺地区ということで、現状と位置づけを記載しているところであります。

現在も浪岡川クリーンの会による清掃活動を行っているほか、下流側には花岡公園に隣接し、主要なみどりの拠点となっているところでありますし、浪岡駅周辺地区自体も都市立地適正化計画によって都市機能誘導区域に指定されているところであります。

今回の計画に基づく取組といたしましては、浪岡地区全体に関して現在、浪岡川クリーンの会などとも連携をしながら市民・事業者・行政がパートナーシップの下、グリーンインフラの維持管理ということで努めていきたいと考えているところであります。

具体的な整備というのが、全て緑化重点地区には何かの整備を伴うものではありませんけれども、やはりそこの緑は重視されるべきだということで位置づけているところであります。

以上です。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 浪岡川もそうですけれども、川の中の土砂をやったりしているけれども、途中でもう終わったんですよね。ああいうのは途中で止まって、また下流のほうに行って、そのままになっているから、植えれないじゃないですか。やるなら最後までやってしまったほうが私はいいと思うんですけども。今、途中で止まっていますよ。

見ていないから分からないでしょう。公園の下で止まっていますよ。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 恐らく河川の浚渫のことだと思いますけれども、河川の区域内の浚渫については河川の維持管理ということで、定期的な浚渫——すみません、具体的に今どういった進捗状況になっているかをこの場でちゃんと申し上げられないんですけども——ということで、恐らく河川管理者である県が、定期的に維持浚渫しているということだと理解しています。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 結局、きちんと植栽してきれいになっているのに、川が草ぼうぼうで途中まで行ったら止まって、あれは今年で終わりなのかな。あれは、もっとすぐ続けてやったほうがいいのかなと思うけれども、雨が降れば、またあそこで止まって、洪水になる関係になるでしょう——あれなら。ああいうのは、早くちゃんとやったほうがいいと思うんだけどもね。駅周辺までも、あの浪岡川はすごいですよ。やっぱりああいうのは景観を損ねているから、やるんだったら早くやったほうがいいと思うんですけどもね、いいです。分かりました。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「11月10日に発生した油川字岡田地区の漏水について」報告を求めます。水道部長。

○館山公水道部長 11月10日に発生いたしました油川字岡田地区の漏水について御報告いたします。

資料を御覧ください。まず、概要について御説明いたします。

11月10日、午前1時40分頃、水道部横内浄水課の職員が市内全域の配水をコントロールしている集中監視システムにおきまして、油川・岡町方面の急激な配水流量の増加を確認したところであり、その連絡を受けました施設課職員2名が現地調査を行ったところ、午前3時50分頃に漏水箇所を発見いたしました。

場所は、資料の位置図1にありますとおり、国道280号沿いのミニストップ青森油川岡田店前であります。漏水した水道管は、昭和40年度に布設した口径350ミリメートルのダクタイル鉄管で、縦7センチメートル、横10センチメートルの穴が空いており、道路と側溝の間から水が流れ出ている状況であります。

水道部では、直ちに現場の安全確保を行い、午前9時から修繕工事を開始するとともに、資料2ページ目の写真にありますとおり新井田市民館へ給水車を配置し、工事に伴い断減水が想定される地区におきまして広報車による周知を行ったところであります。

日中の作業では、漏水量が多く漏水箇所を特定することが困難であったこと、また、夕食の準備など水道水の使用量が増える時間帯を避けるため、水道の使用量が少なくなる午後11時頃から修繕工事を再開し、2時間後の午前1時に漏水箇所の修繕を終え、その後、水道管の洗浄や水質確認を行い、午前4時に修繕工事を完了したものであります。

今回の事案につきましては、その要因として老朽化や布設時の傷などが考えられるものの、明確には特定できませんでした。

次に、その後の経過について御説明いたします。

この漏水のあった水道管におきまして、他の箇所に異常がないかを確認するため、11月13日、午後11時から施設課職員4名による緊急漏水調査を実施いたしました。調査内容といたしましては、位置図2にありますとおり、国道280号の新城川から天田内川までの区間におきまして、昭和40年度に布設された口径350ミリメートルと400ミリメートルの水道管、約1500メートルを路面音聴調査というヘッドホンで漏水音を聞き取る漏水探知器を使用した調査を実施したもので、ほかに漏水がないことを確認しております。

今後の漏水防止対策といたしましては、布設年度の古い管が設置されている地区や、漏水が多く発生している地区において継続的に漏水調査を実施するとともに、

最新技術を活用した漏水調査を導入するなど早期発見に努めてまいります。

また、老朽化した水道管を計画的に更新していくよう、経営戦略の見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** まず、この水道管が昭和40年度布設ということなんですが、これよりももっと古い管とかは、市内にあるものなんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 水道部長。

○**館山公水道部長** 現在、管ごとに耐用年数といいますか、更新の基準というのを設けているんですが、それを経過している管が合計で大体130キロメートル分くらいあります。多いのは塩化ビニルの管であります、50年を経過した管が市内各地にあるということです。

今回の漏水したダクタイル鉄管について今、基準年数を超えているものは約2キロメートルということです。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 現在漏水しているかどうかという調査もそうだと思うんですけれども、やっぱり漏水リスクを未然に防いでいくことも大事だと思っていて、特に、ここのお川字岡田の国道280号線は大きいトラックなどの大型車も結構通るので、そういう振動とかによって、こういうひび割れなども発生しやすいのかなと思うので、ぜひそこは計画的に、そして、ちょっと慎重にやっていっていただきたいと要望して終わります。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。中村委員。

○**中村美津緒委員** 申し訳ございません。ちょっと除雪事業についてお尋ねしたいんですけども、よろしいでしょうか。

最近、一般財団法人青森市文化観光振興財団が関連した雲谷方面で、除雪事業についての事業者を選定する動きとか何かありましたでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** モヤヒルズの敷地の中の除雪に関する事であります。都市整備部では関与していない案件であります。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** そこの課は。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 経済部観光課になります。

〔中村美津緒委員「分かりました。以上です」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)